2

飯香岡八幡宮文書

上総八幡町八幡宮伝記

大永３年の写し

上總八幡町八幡宮傳記

古老傳へて曰く、人皇四十代天武天皇御宇白鳳二癸酉年彌生はじめつかた、我が朋友中邨・麻野・某中嶋三人共に。藤潴岡の櫻花最盛りにて溪水に移る影を詠て終日ものがたらひける折から、中嶋がいはく、是より都に登り古跡の神社へ詣でて、猶まめやかならば筑紫のかたをも巡拜せばやと思ふなり。各々如何とありければ、中村麻野兩人答へけるば、いしくも中嶋氏の申さるる事と十一日來とくとくと用意せむとて旅費の賄とり結び途出するとて、まづ阿須波社に詣でて當郡防人帳丁諸人が庭中小柴祭など思ひ出して神酒すゑまつり傘傾けて發足し、先づ東海の道すがら邊ひ行く。程なく帝都に至り神社巡拜恙無く、それより關西に下り筑前國御笠郡筥崎の八幡宮に詣でて干滿二珠の古跡を拜し敬禮尊崇祈願のこらじ、歸國の後我が國へ大明神を齋祀奉り長く神拜奉り、希はくは神驗とたへ給へと、丹誠を抽き通夜し奉る程に、その夜不思議の神告を蒙る狀は、神前の太玉籤と楊の神楯を賜り是を汝等に授くと。正しく夢想ありける。これにより我々三人共に信心肝に銘じ伏し拜みける中に、かかる示現ましまして宜く汝等早く此の地を立去るべし、しなれば則ち楊の楯を筏となし神寶を選しまゐらせ、冀はくば東國總洲市西縣袖ヶ浦手長の磯に着せ給へと、心念祈願のこめ流しける。それより三人歸路を急ぎ、この年八月十一日、千々の葉の繁るおいみの港過ぎて、漸く我が上總驛大前に着し久々間森より高良の嶋を馬手に看て白松の丘に至り、黄昏に及び程なく阿須波社に詣で奉賽して、我が故郷に歸る道すがら、磯吹く風に蒼野が原の蘆草の靡く入江に奇く光り見えけるゆゑ、近寄り見れば筑紫にて流したる神璽なりければ各々悅び限りなく、翌十二日藤潴岡に假殿を營み齋祭し奉る。同じ四年乙亥八月十五日より蒼野が磯の鹽の干滿を筥崎の干滿二珠の神寶に表し、繁茂の蘆草刈り拂ひ、下つ網根を掘り揚げて宮地を定め宮祠を造營して遷宮し奉りけるとなむ。故に貴賤步行を運び倡仰のかうべを傾けざるはなし。その后歳霜八十四年を歴て四十六代孝謙天皇御宇天平勝寶元己丑八幡宮神託して京に向ひ常に神田を請ふ。これにより同二庚寅年八百戸を封す。同八丙申年帝の寢殿塵裏に承り、天下太平の四字自ら生ず。かくの如く再三の神託に依り帝都尊敬斜めならず、尙、諸國に於いて尊崇嚴重なれば此の所に於いて能き宮地を撰み尊崇三度あり。野を市原郡上丁刑部直千國が教諭に就き、諸人戮力今の社地に再び額づき遷座し奉りける。この時國の君の家士日高彈正忠より過分の金穀寄進せられて宮柱太敷く建てるものなり。

中村典膳
麻野權藤治
中嶋要人

天平勝寶七癸卯年二月卯日

右傳記古來より傳はる處年舊り破損に及び、仍って今般書替へ寫置くものなり。

中嶋要人丁弘堯末孫

執事

中嶋三郎治

この時大永三年癸未年八月十五日書

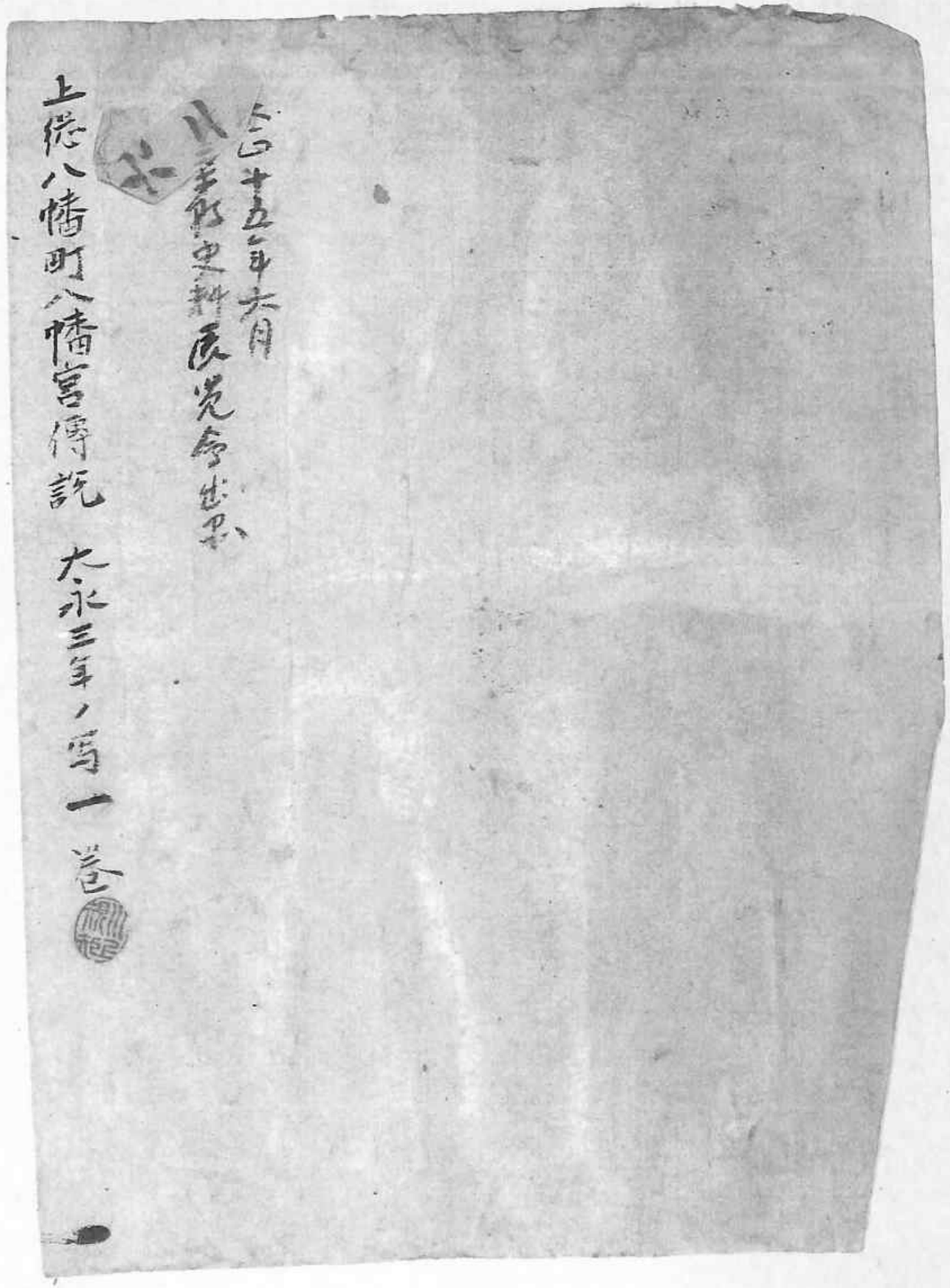

昭和十五年六月
八幡史料調査会出来

上総八幡町八幡宮傳記　大永三年八写一巻

古老伝て曰人皇第十代
天武天皇御宇白鳳二癸酉
年藤原朝臣秋麻呂
及中臣麻呂宗中嶋三人
たゝ藤満岡の桜盛り
あて溪水を引て
流れとのかゝ
中流ぐゝ
古跡神社
元国ゝ
巡幸
とあ
中村庄屋
三人
中村氏の
中ゝ
用意
給ひ
阿須波社
郡防人帳
中柴祭
御酒

西海道
郡防人帳下諸人ら庭中
の榊祭るなど思ひ知りて神酒
まつり海つ路の道の隼人
を東海の道にかへ遣はし
給ふ　帝都に入り神社巡
拝給ふ高山月夫人関西の方にて
筑前国宗像郡菅浦八
幡宮に詣でて千歳の榊
の古葉を拾ひ給ふ数神を宗像
頭のさかり帰りの後我が
大神と奉崇祝永く奉
神鈴帝に神験をしめ
給ふと神舟漕通ずるに
移り奉る天下豊饒の神験
蒙る状を神和の大玉藏に掲
の神鏡を賜ひ給ふ
授くと雷義の事を
と秘くこと心信祈伏
物を才小を三宝規神して
宣く榊早社邪を三十五

筑前国宗像郡若宮村八
幡宮小祠ハ千歳二
の古跡也 敬神家の
頼のさ[illegible] 婦人の反魂香
大山神也 [illegible]祝永奉
神鈴 [illegible]神験をしる
[illegible]と 神舟漕通[illegible]
[illegible]事度々の神験
[illegible]状 神和の大玉藏掲
の神備也 [illegible]
投くて [illegible]
[illegible] 心信 [illegible]
[illegible]
宣く [illegible]
[illegible]則御の [illegible]
[illegible]神宮也 [illegible]

の二海之神家を
[illegible]葬之年前押八百万神綱根
狭姫揚て宮地を定め其神稲
を遷宮して社を遷宮したまふ
故老職掌を遷し八幡仰
かしべを順序さてこれ八幡
宮八年を歴て年代
孝謙天皇治平天平勝宝元
己酉年 八幡宮神託して京
仏寺、諸神田俗を開二庚寅年
封八百戸同八丙申年
帝寝殿東塵裏、天下大平
四海自生賀是再三、俗神託
帝都尊敬新而諸国
[illegible]宮殿厳重なれば
宮地を撰[illegible]
市原郡上一刑部直千国ぶ
教盛諸人数分今の社に再
の願を遷座事
[illegible]
国君の家士日[illegible]

[illegible]
孝謙天皇[illegible]天平勝宝元
己巳年　八幡宮神託して京
仏奉、諸神田[illegible]俗を開二庚寅年
封八百戸同八百戸　中年
帝寢殿兼摩裏、天下大平、
四字自生、是再三俗神託、
帝都尊敬[illegible]而於諸[illegible]
[illegible]厳重[illegible]
宮地を撰[illegible]
市原郡上丁刑部直千国[illegible]
教盗諸人教分今の社に再
八幡を遷座[illegible]
国君の家士日[illegible]弾正忠[illegible]
[illegible]金殿[illegible]進て宮殿大
敷建者也

中村典膳
麻野権兵衛
中嶋要人

天平宝字七癸卯年
二月神部日

市原郡上一丁刑部直平國ら伝
教令諸人教分今の社に再
び願ひ還上奉ること千時
國君の家士日下部弾正忠ら
ひら金銀を以て進て宮柱大
敷建者也

中村典膳
麻野権治
中嶋要人

天平寶字七癸卯年
二月神部日

右伝記古事ハ伝延喜四年
破損仍今殺書写亟者也

中嶋要人丁弘光末裔

中嶋二帝治

于時大永三癸未年八月十五日書